

後期高齢者医療の 保険証が変わります



現在お使いの後期高齢者医療の保険証（藤色）の一斉更新を行なっています。

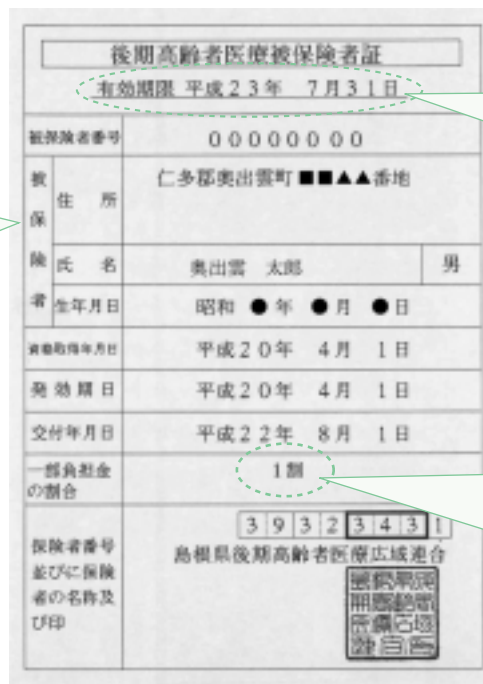
問1 どうやって届きますか？

お一人ごとに郵送いたします。
7月末までに、郵送方法は「簡易書留」でお送りしますので、配達時に受取確認が必要になります。
ご不在のため、不在票が届いた場合は、郵便局へご確認ください。

問2 何が変わるの？

保険証の色が変わります。
・これまでお使い頂いていた「藤色」から「うぐいす色」になります。
有効期限が「平成23年7月31日」になります。
前年の所得により負担割合（1割・3割）が変わる方がいらっしゃいます。

色が「藤色」から「うぐいす色」変わります



新しい保険証は有効期限が平成23年7月31日です

1割・3割が変更になっている場合があります。届いた保険証をご確認ください

問3 藤色の古い保険証はどうすればいいの？

回収等行いませんので、7月31日を過ぎましたらご家庭で処分をお願いします。

【お問い合わせ先】

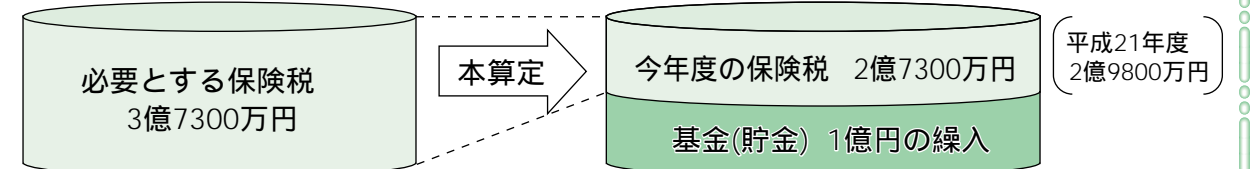
役場 健康福祉課（仁多庁舎） 後期高齢者医療担当 有線：31-5123
電話：54-2781
島根県後期高齢者医療広域連合 業務課 電話：0852-20-7526

国保コーナー 平成22年度国民健康保険税の年税額が決まりました

奥出雲町の国民健康保険（国保）の医療費は、平成21年度においては約13億円となり、平成20年度に比べ、率にして11.4%増と県下の伸び率となりました。
加入者数、世帯数はいずれも減少しており、年々伸び続ける医療費を年々減少する加入者で負担するという構造にあり、国保財政は大変厳しい状況にあります。
そのような中、平成22年度の年税率（額）を次のとおり決定いたしました。

基金の繰り入れ

国保事業基金（貯金）を可能な限り使って、加入者の方の保険税率（額）が急激に上がらないようにしました。



今回の改定税率（額）

今回の改定は、厳しい経済情勢による所得減少を考慮し、所得割は昨年に比べ0.03%下げ、均等割・平等割を上げて幅広く皆さんにご負担いただくことになりました。

	年度	1 所得割	2 均等割	3 平等割
医療給付費分	H22	6.47%	22,100円	17,400円
	H21	6.42%	20,500円	16,000円
後期高齢者支援金分	H22	2.62%	9,000円	7,000円
	H21	2.56%	8,200円	6,400円
介護納付金分	H22	1.55%	7,500円	4,200円
	H21	1.69%	7,500円	4,200円

1【所得割】世帯の前年所得に応じた計算
2【均等割】世帯の加入者数に応じた計算
3【平等割】一世帯あたりにいくらか計算

軽減措置

均等割・平等割には世帯全員の方の合計所得により、7割、5割、2割の軽減措置があります。

保険税の年額算出例（7割軽減が適用される世帯）

今年度は、加入世帯の約26%の世帯に7割軽減が適用されます。

夫婦2人家族、年金収入のみ

世帯主(67歳)の年金収入(140万円)、配偶者(65歳)の年金収入(120万円)の場合

(医療給付費分)

所得割		0円
均等割	22,100円×2人	44,200円
平等割	1世帯あたり	17,400円
計		61,600円
7割軽減後		18,400円

(後期高齢者支援金分)

所得割		0円
均等割	9,000円×2人	18,000円
平等割	1世帯あたり	7,000円
計		25,000円
7割軽減後		7,500円

(介護納付金分)

国保の「介護納付金分」は国保加入者の内、40歳から64歳までの方に負担していただきますので、この算出例では加算されません

+ で年税額は **25,900円** となります。

（平成21年度に比べると年額で2,000円、月額で約170円の負担増をお願いすることとしました。）

保険税の納付方法

年度当初には、前年所得が確定していませんので、4月から6月までの間は、「仮算定期間」として前年度分の年税額を月割計算して納付いただきます。そして、7月の「本算定」により、各世帯の年税額が確定し、その年税額から仮算定期間分の税額を差し引いて、残りの月数（9カ月）で割った額を月々納付していただくこととなります。

お問い合わせ先 / 健康福祉課医療保険係 有線31-5121 電話54-2781